

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書													
令和6年 6月24日													
千葉県知事 熊谷 俊人 殿													
提出者 住 所 〒299-0297千葉県袖ヶ浦市中袖5-1 氏 名 旭化成(株)製造統括本部川崎製造所千葉工場 工場長 北林 知己 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0438-62-6125													
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。													
事業場の名称	旭化成株式会社 製造統括本部川崎製造所千葉工場												
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市中袖5-1												
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日												
当該事業場において現に行っている事業に関する事項													
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業												
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 407億円												
③従業員数	248人(関連会社含む)												
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【製造工程、研究部門(分析試薬類)における廃棄物の処理工程】 <table><tr><td>・廃油(引火性)</td><td>→ 自社で燃料として再生利用</td></tr><tr><td>・廃油(引火性)</td><td>→ 処理業者へ委託(燃料リサイクル、熱回収)</td></tr><tr><td>・廃酸(強廃酸)</td><td>→ 処理業者へ委託(中和)</td></tr><tr><td>・廃アルカリ(強廃アルカリ)</td><td>→ 処理業者へ委託(中和)</td></tr><tr><td>・汚泥(有害)</td><td>→ 処理業者へ委託(焼却、熱回収)</td></tr><tr><td>・PCB廃棄物</td><td>→ 処理業者へ委託(焼却、無害化、再生)</td></tr></table>	・廃油(引火性)	→ 自社で燃料として再生利用	・廃油(引火性)	→ 処理業者へ委託(燃料リサイクル、熱回収)	・廃酸(強廃酸)	→ 処理業者へ委託(中和)	・廃アルカリ(強廃アルカリ)	→ 処理業者へ委託(中和)	・汚泥(有害)	→ 処理業者へ委託(焼却、熱回収)	・PCB廃棄物	→ 処理業者へ委託(焼却、無害化、再生)
・廃油(引火性)	→ 自社で燃料として再生利用												
・廃油(引火性)	→ 処理業者へ委託(燃料リサイクル、熱回収)												
・廃酸(強廃酸)	→ 処理業者へ委託(中和)												
・廃アルカリ(強廃アルカリ)	→ 処理業者へ委託(中和)												
・汚泥(有害)	→ 処理業者へ委託(焼却、熱回収)												
・PCB廃棄物	→ 処理業者へ委託(焼却、無害化、再生)												

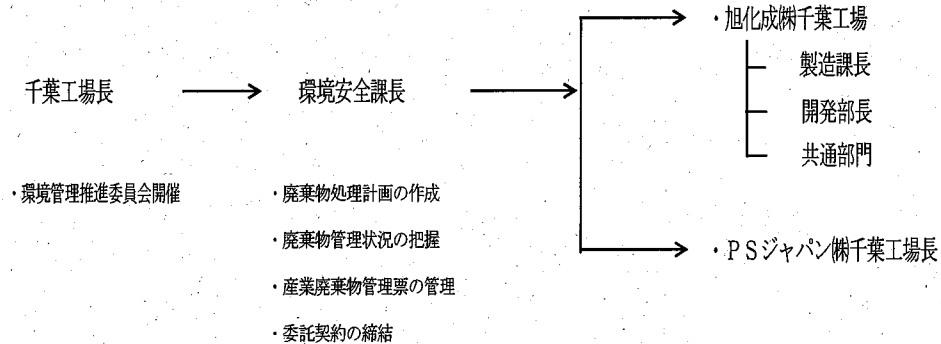
(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	PCB廃棄物	
	排 出 量	992.5 t	0.2 t	0.4 t	
	(これまでに実施した取組)				
	・製造工程に於いて運転条件の改善をはかり廃油の削減に取り組んだ。 ・廃油の有償化により排出量の削減を行った。				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸		
	排 出 量	884.2 t	0.2 t		
	(今後実施する予定の取組)				
	・製造工程に於いて運転条件の改善をはかり廃油の削減に取り組む。 ・廃油の有償化を継続する。				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別の維持管理を実施している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別の維持管理を継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	PCB廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	638.3 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)				
	・製造工程から発生する廃油を燃料として再生利用している。				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	597.0 t	0 t		
	(今後実施する予定の取組)				
	・現状の取組みを継続する。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	PCB廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t		
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t		
	(今後実施する予定の取組)				
	・特になし				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	PCB廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	
	（これまでに実施した取組） ・特になし				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t		
	（今後実施する予定の取組） ・特になし				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	PCB廃棄物	
	全処理委託量	354.2t	0.2 t	0.4 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	354.2t	0.2 t	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	353.6t	0 t	0.4 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0.4t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.2t	0.2 t	0 t	
	（これまでに実施した取組） ・電子マニフェストの運用を平成23年12月より開始した。 ・運転条件の適正化を図り、排出量の削減に取り組んでいる。 ・委託処理業者の定期的現地確認を実施し適正処理の確認をしている。 ・廃油の有償化により処理委託量の削減に取り組んでいる。				

(第5面)

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸		
	全 処 理 委 託 量	247.2t	0.2 t		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	247.2t	0.2 t		
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	246.1t	0 t		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.3t	0 t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.8t	0.2 t		
	(今後実施する予定の取組)				
・ 運転条件の適正化を図り、排出量削減の取組みを継続する。 ・ 委託処理業者への定期的な現地確認を継続する。 ・ 廃油の有償化により処理委託量の削減を継続する。					
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（平成 5 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		992.7 t		
	(今後実施する予定の取組等)				
・ 特別管理産業廃棄物は全て電子マニフェスト対応済み。 ・ 今後も全て対応を継続して取り組む。					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。